

堅ろうな広告物等の管理者設置手続きについて

堅ろうな広告物等（高さ4mを超える広告物）を設置する場合には堅ろうな広告物等の管理者を設置しなければなりません。

【必要書類（正副各2部）】

- ・堅ろうな広告物等の管理者設置・変更届（第10号様式）
- ・管理者資格の証明書の写し（静岡県屋外広告業登録証の写し等）

1 堅ろうな広告物等の管理者設置・変更届

- ・届出者欄には堅ろうな広告物等の設置者（屋外広告物許可申請者）の住所、氏名を記入すること。
- ・堅ろうな広告物等の管理者を変更する場合も同様。

2 工作物確認申請について

- ・堅ろうな広告物等を設置する場合は、屋外広告物許可申請とは別に建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要になります。

問い合わせ、届出書類送付先

〒410-8601

静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市 都市計画部 まちづくり指導課 景観指導係

TEL:055-934-4762 FAX:055-933-1412 Eメール:mati-sido@city.numazu.lg.jp